

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震)

南海トラフ沿いでは、これまで約90年から150年の周期で繰り返し津波を伴う地震が発生しており、当市は南海トラフの震源域に近いと、地震により大きな被害を受けてきた。

文部科学省によると、南海トラフの地震は今後30年以内に70～80%程度の確率で発生すると評価されている（平成31年2月26日文部科学省地震調査研究推進本部公表）。

平成26年3月に和歌山県が公表した『和歌山県地震被害想定調査報告書』における当市の被害想定によると、「東海・東南海・南海3連動地震」、「南海トラフの巨大地震」のいずれでも最大で震度6強が予想されており、当所が立地する市街地地域を中心に3連動地震では1,300棟、巨大地震では1,900棟の建物が全壊し、また3連動地震では400棟、巨大地震では900棟が焼失する想定となっている。さらに熊野川河口に位置する市街地地域を中心に液状化が予想されている。

(津波)

平成25年3月に和歌山県から3連動地震と巨大地震の津波浸水想定が公表されており、当市においては、3連動地震の場合、市街地までの浸水は無いものの、津波高は最大で7m、第1波が最短で11分後に、また、巨大地震の場合、市街地への浸水が予想され、津波高は最大で14m、津波高1mの津波が最短で5分後に到達する見込みとなっている。

特に巨大地震の場合、市街地の約50%が津波により浸水し、津波による死者数は、3連動地震では最大で460人、巨大地震では最大で940人と想定され、また、津波による建物の全壊棟数は、3連動地震では140棟、巨大地震では350棟と想定されており、中心市街地は大きな被害を受けると考えられる。

(洪水)

当市では、熊野川町地域と市街地の北側を一級河川熊野川が流れ、その流域は広く隣接する三重県、奈良県を含み、日本有数の多雨地域でもあるため、台風等により度々洪水にみまわれるとともに、土砂災害が発生している。

国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所が平成29年3月に公表した『新宮川水系熊野川洪水浸水想定区域図』及び平成29年7月に公表した『新宮川水系市田川洪水浸水想定区域図』、和歌山県が平成31年2月に公表した『新宮川水系熊野川（日足区間）洪水浸水想定区域図』によると、想定最大規模（熊野川流域の24時間総雨量937mm）の場合、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業が多く立地する市街地の大部分において0.5m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害)

当市の市域は、255.23km²で、その約90%を山林が占めており、和歌山県が公開している『わかやま土砂災害マップ』によると、山間部の熊野川町地域や高田地域の大部分および市街地の山沿い地域を中心に、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されており、土砂災害が発生する恐れがあるエリアとなっている。

(その他)

昭和21年12月21日に発生した昭和南海地震では、揺れと火災により全壊600戸、半壊1,408戸、焼失家屋2,397戸、死者58名という甚大な被害を受けた。

また、明治22年8月の大水害では、死者7名、流出家屋556戸、全壊35戸、半壊340戸余の被害を受け、平成23年台風第12号（紀伊半島大水害）では、紀伊半島の広い範囲で総雨量が1,000mmを超え、一部の地域では解析雨量が2,000mmを超えるなど、記録的な豪雨となった。当市でも、降り始めからの総雨量が1,800mmを超える豪雨となり、熊野川の氾濫で多くの家屋が浸水

し、国道168号や幹線道路の寸断、山間部での土砂災害などが発生して、死者13名、行方不明者1名、全壊81戸、大規模半壊58戸、半壊187戸、一部損壊2戸、床上浸水1,472戸、床下浸水1,168戸という甚大な被害を受けた。

平成29年台風第21号では、市街地に降雨が集中し、市内を流れる市田川流域で多くの家屋が浸水する被害を受けた。

近い将来発生する可能性が高い南海トラフ地震をはじめ、平成23年台風第12号や平成29年台風第21号など近年多発する大型台風や局地的豪雨による風水害・土砂災害に対して、地域が十分な強靱性を発揮できるよう、市内事業者が業務の継続あるいは業務再開を図るため、事業継続力強化計画・業務継続計画の作成を促進する必要がある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 1,995事業所

・小規模事業者数 1,724事業所

[内訳]

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	農業、林業	9	9	
	漁業	2	2	
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	
	建設業	176	169	市内に広く分布
	製造業	75	71	
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	5	
	情報通信業	14	11	
	運輸業、郵便業	38	28	
	卸売業、小売業	609	490	市街地に多く立地している
	金融業、保険業	43	38	
	不動産業、物品賃貸業	146	139	市街地に多く立地している
	学術研究、専門・技術サービス業	60	49	
	宿泊業、飲食サービス業	380	337	市街地に多く立地している
	生活関連サービス業、娯楽業	214	202	市街地に多く立地している
	教育、学習支援業	54	53	
	医療、福祉	71	49	
	複合サービス業	15	14	
	サービス業（他に分類されないもの）	82	58	
合計		1,995	1,724	

(3) これまでの取組

①当市の取組

- ・新宮市地域防災計画の策定
- ・新宮市水防計画の策定
- ・新宮市国土強靱化地域計画の策定
- ・総合防災訓練の実施
- ・防災備品を備蓄
備蓄食料（アルファ化米、ライスクッキー、水）※3 日分、避難所物品、救助物品等

②当所の取組

- ・減災教室～新宮の子どもを守るために～の開催（当所青年部）
- ・事業継続力強化計画のチラシを会員企業に送付
- ・事業継続力強化計画策定講座の開催
- ・冊子「防災ミニガイド」の配布

2 課題

- ・現状では、緊急時の取組にかかる新宮市と新宮商工会議所との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・新宮商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員がいない。
- ・地域防災計画において発災時における業務の大綱は定められているものの、緊急時の具体的な取組が定められていない。
- ・平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険、共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不在。
- ・事業者の事業継続の取り組みへの意識が低く、優先順位が低い。
- ・今後も発生する恐れのある感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・地区内小規模事業者の事業継続力の獲得と向上を図る。
- ・当所と当市との間に発災時における連絡を円滑に行える体制を整備する。
- ・発災後速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携した支援体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

5 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- ・当市が策定した新宮市地域防災計画および新宮市国土強靱化地域計画と本計画との整合性

を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

- ・ 当市の地場産業である木材関連業は、津波などの浸水被害が想定される河口付近を中心に原木市場や製材所が分布しており、比較的大きな工場や設備を有している為、事前対策の必要性は高いと思われる。また、地震をはじめとする災害の復旧・復興には建物の再建や修繕等で多くの木材が必要になることも想定され、木材関連業の事業継続や早期再開は、被災地域全体の復旧・復興にも貢献すると考えられる。よって、木材関連業の事業継続力強化支援を特に優先して取り組んでいく。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを確認し、事業継続力強化への意識を高めていく。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、SNS、会員事業所へのDM、メールマガジン等を活用し、小規模事業者に対して災害リスクやリスク対策の周知を継続的に行っていく。
- ・ 啓発活動を通じて事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定に取り組む事業者の掘り起こしを図り、事業者BCPの策定に関する支援を行うとともに、事業休業への備え、行政の施策や対策事例の紹介、損害保険の案内等を実施する。
- ・ 感染症はいつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。また、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

② 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和2年10月に作成。

③ 関係団体等との連携

- ・ 和歌山県火災共済協同組合と共同で巡回指導を行うことで、共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員を育成するとともに、自然災害等のリスクや対策の必要性、共済制度の紹介を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発チラシの配布依頼、セミナー等の共催。

④ フォローアップ

- ・ 事業者BCPの策定を支援した事業者に対しては、年1回程度の取り組み状況等の確認を行い、必要に応じて見直しを行う。事業継続力強化計画については、実施期間満了の3年目には再度の申請を促し、申請の支援を行う。
- ・ 新宮市商工担当部局と新宮商工会議所とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード8.7の地震や豪雨による洪水・土砂災害）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（年1回の情報連絡体制・連携体制担当者会議に合わせて、訓練を実施する。）

（2）発災後の対策

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、新宮市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

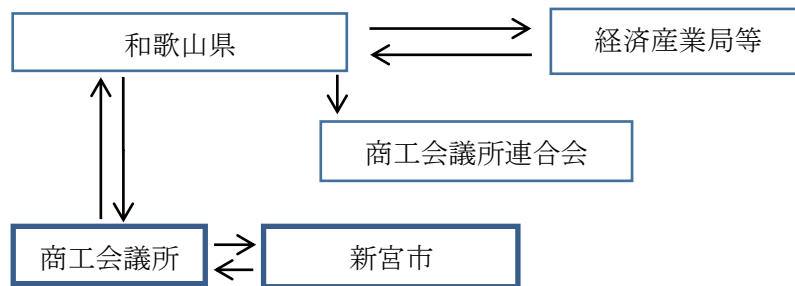
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～4週間	3日に1回共有する
4週間～3ヶ月	週に1回共有する
3ヶ月以降	月に1回共有する

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や新宮市地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当所または当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を和歌山県の指定する方法にて当会又は当市から和歌山県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会議所連合会に相談する。

⑥その他

- ・本計画は、当所や当市のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

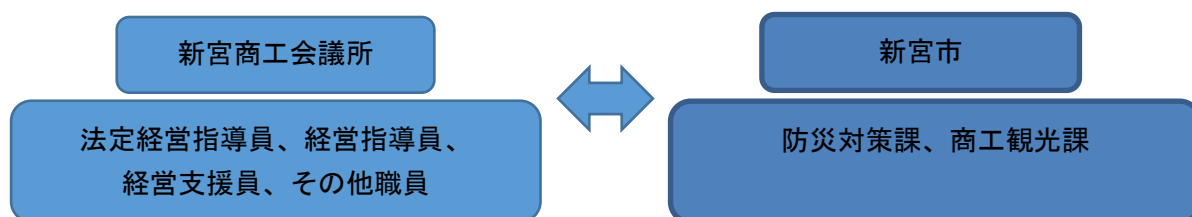
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 12 月現在)

- 1 実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



- 2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山口 允也 (連絡先は下記 3 (1) 参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

- 3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先**

(1) 商工会／商工会議所

新宮商工会議所

〒647-0045 和歌山県新宮市井の沢 3 - 8

TEL : 0735-22-5144 / FAX : 0735-21-7700

E-mail : info@shingu-cci.or.jp

(2) 関係市町村

新宮市 商工観光課

〒647-8555 和歌山県新宮市春日 1 - 1

TEL : 0735-23-3357 / FAX : 0735-21-7422

E-mail : syoukou@city.shingu.lg.jp

- 4 その他**

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに和歌山県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	570	570	570	570	570
・ セミナー開催費	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ DM発送費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、新宮市補助金、和歌山県小規模事業者経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。